

## 久留米市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（抜粋）

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第3条 駐車場整備地区において、別表第1の(ア)欄に掲げる建築物の用途の種類に応じ、同表の(イ)欄の規模のものを新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、同表(ア)欄の種類ごとに同表(ウ)欄により算定した規模以上の規模を有する駐車施設を当該建築物、又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

別表第1（第3条関係）

(ア) 欄 建築物の用途	(イ) 欄 建築物の規模	(ウ) 欄 駐車施設の規模
建築物の全部を特定用途に供するもの	延べ面積（観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。（ウ）欄において同じ。）が2,000平方メートルを超えるもの	延べ面積が2,000平方メートルを超える部分（増築にあつては、この部分のうち増築に係る分とする。）の面積に対して、400平方メートルまでごとに1台。（400平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）
建築物の全部を非特定用途に供するもの	延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除く。（ウ）欄において同じ。）が3,000平方メートルを超えるもの	延べ面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあつては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して、450平方メートルまでごとに1台。（450平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）

※特定用途とは

駐車場法第20条第1項の規定により駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第18条に規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途をいう。

※非特定用途とは

特定用途以外の用途をいう。